

身代わりとなった植物園

今年開園85周年を迎えた京都府立植物園は、大正6(1917)年に着工され、同13(1924)年1月1日「大典記念京都植物園」として有料開園しました。その後整備が重ねられ、全国でも有数の立派な植物園として広く府民に親しまれてきました。戦時中は園内に菜園が設けられるなど、食糧増産の場になりながらも、なんとか職員の手で守られてきた植物園でした。

ところが戦後、京都に来た進駐軍に接収されることになりました。その環境が大きく変化していくこととなりました。当館歴史資料課所蔵の『連合軍接収物件関係』によると、当初植物園は、京都府が提示した9ヶ所の進駐軍宿舎候補地の中で第1候補地となります。しかし、昭和21年6月末に「日本の植物園は戦災により、北海道と京都のみであり、他の敷地を選定するほうがよい」との連合軍関係者からの示唆を受け、再考が始まった矢先の7月、進駐軍家族用住宅地として京都御苑が指定される事態となりました。これに驚いた京都府をはじめとする関係者は、京都御苑の指定を回避するべく「御苑を避けて、植物園に決定せられたい希望」の意見をもって折衝・陳情を繰り返した結果、京都御苑に代わって植物園が接収指定を受けることとなりました。御苑の接収はくい止められましたが、長年府民に愛されてきた植物園が身代わり犠牲となったわけです。

昭和21年8月になると植物園の全敷地を接収し住宅を建てる旨が、軍政部から発表され、10月1日からは一般人の立ち入りも禁止されました。10月9日府へ建設命令の手交、10月10日工事開始、11月14日「連合軍家族住宅建設工事起工式」が植物園にて挙行され、第1期工事は、昭和22年4月にはほぼ完了しました。工事により、大きく生育した樹木は伐採され、花壇や薬草園および生態園等も破壊されてしまいました。

当時の植物園の様子は、京都府企画管理部の『大典記念京都植物園の沿革』や駒敏郎氏の『花と緑の記録 府立植物園の五十年』などに詳述されていますので、これらを見ていただければ、無残な姿となった植物園とそれに胸を痛める職



植物園内の米軍住宅
(『府政だより』資料版 No.194 昭和47年2月より)

員の思いを感じていただけだと思います。

昭和21(1946)年から続いた接収が解除され、植物園が全面返還されたのは、昭和32(1957)年12月でした。現在の緑に覆われた姿からは想像もできませんが、返還時にはわずかに6000本という樹木の少ない植物園だったそうです。この荒廃した植物園の再建活動が進められ、昭和36(1961)年4月、憩いの場・教養の場としてその姿を一新し、再び一般への公開が始められました。

以上、京都府立植物園の戦後の一コマを取り上げてみました。今月末から当館の企画展「北山の歴史をふりかえる－大学・植物園・資料館の昔と今－」が開催されます。ここで取り上げた内容も含め、85年に及ぶ植物園の歩みについて展示を通して振り返っていただければと思います。

〈参考資料〉

- ・『京都府立植物園開園70周年記念』 京都府立植物園編刊 1994
- ・『花と緑の記録 府立植物園の五十年』 駒敏郎著 京都府刊 1972 (『府政だより』 資料版より)
- ・『大典記念京都植物園の沿革』 京都府企画管理部編刊 1959
- ・『連合軍接収物件関係』 [昭和21~22年] [特別建設課] (京都府庁文書・有期昭22-6) ほか

歴史資料課の窓から

行政文書にみる京都

公文書管理法の制定と公文書館制度

— 国民共有の知的資源は
どのように利用されるのか —

○はじめに

平成21年6月24日、第171回通常国会において「公文書等の管理に関する法律」が全会一致で可決され、7月1日、法律第66号として公布されました。年金記録の喪失や自衛艦航海日誌の廃棄等が問題とされる中で、公文書の管理が初めて法律で規定されることになり、注目を集めました。右上の写真は、このことを報じた各社の新聞記事です。

情報公開法や個人情報保護法、公文書館法等公文書の利用を対象とする立法が進められる中で、今回の法律は、その基本法となるものであるといわれています。特に、価値のある公文書を後世に残し、現在と将来の利用者に活用の場を与えることを重要な使命の一つとする公文書館制度にとって、大きな意味を持つといえます。

○法律の概要

法律では、公文書等が、国民共有の知的資源であり、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること、政府の諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようすること、そして、こうした国民の貴重な知的資源である公文書を適切に管理し後世に伝えていくことは国の重要な責務であることが謳われています。このため、文書のライフサイクル（作成から後世に伝えるため公文書館等で保存するまで）の統一的な管理ルールや歴史公文書等の保存及び利用のルール等に係る新たな制度について述べています。

さらに、地方公共団体についても、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないとされました。（第34条）。

このことは、これまで内部事務として処理されてきた公文書の管理が、法律で定められることにより、広く国民にも示されることになり、公文書が、国民共有の知的資源として、国民が主体的に利用し得るものという位置づけが明確になされたといえます。



公文書管理法の成立を報じる記事

○公文書の利用に係る制度

公文書管理法には、公文書の作成から国民の知的資源として後世に伝えて行くことまでを視野に入れた、管理の仕組みが規定されています。この中では、公文書の公開について二つの制度が取り入れられています。情報公開制度と公文書館制度です。

行政が執行されるにあたり、最終的な意思決定はもちろんのこと、途中経過についても文書が作成されます。その文書は、行政執行上必要なものとして、管理されますが、その間に一般の住民が公文書を見る必要が生じた場合、これは情報公開制度により公開請求がなされ、行政機関の判断により提供されることになります。

しかし、これらのすべての文書を行政機関で永久に保存していくには、管理のための膨大なスペースと労力の確保が必要になってきます。

そこで、これらの文書すべてを保存するのではなく、一定の基準に基づいて、評価選別を行い、後世に伝えるべき文書を特定して保存するという仕組みが考えされました。保存された文書は、後世の人たちにも提供できるよう長期的な視野にたった管理がなされます。

作成された文書は、時の経過と共に、その行政目的以外にも様々な利用価値を生じて来ます。利用者が、公文書の閲覧をとおしてこの価値を見出し、現在に活かす場を保障しているのが公文書館制度といえます。そしてこれは、現在の利用者のみではなく、50年後、100年後の利用者に対しても保障されることが重要です。

「公文書の公開」という部分のみに視点を当てれば情報公開制度でも対応できなくもありません。しかし、その公開を将来の人にも保障しようとするものであれば、後世に伝えるため、将来にわたって文書を確実に保存していく必要があります。諸外国は、このための合理的な制度として公文書館制度を積極的に取り入れています。

○公文書館制度に見る資料の活用

公文書館は、英語では「Archives（アーカイブズ）」と呼ばれています。日本では、図書館や博物館ほどには知られていませんが、欧米諸国ではよく知られています。日本で、「公文書館」の名前を目にするのは、近・現代の歴史事象を紹介したテレビ番組でしょう。番組の終了後、資料の提供者としてアメリカ国立公文書館やロシア国立公文書館等の文字が映し出されます。

のことからもわかるように、公文書館に保存されている公文書は、どのような考え方の下にどのようなことが行われてきたか等を説明する資料として、歴史的な事象を紹介し、検証する資料として、また、住民の生活に関わる証拠資料として、行政経営を行う場合の参考資料としても利用されます。さらに、近年、行政の手法として住民の行政への参画が推奨される中で、公文書館は、行政と住民の情報の共有の場でもあります。近代の公文書館の始まりといわれている、フランス革命後に設置されたフランスの公文書館は、「権利の擁護と確認の場所」と位置づけられました。



140年間の京都府の記憶が詰まっている文書庫

○京都府立総合資料館における公文書館機能

京都府の公文書館機能は、京都府立総合資料館（以下「資料館」と表記）の歴史資料課が担っています。

資料館の公文書館機能の設置は、全国的に見ても早い時期でしたが、現在では、公文書の収集範囲や閲覧制度等において、更なる充実が必要とされています。

平成19年6月、資料館に外部有識者を含めた委員会が設置され、今年3月に「京都府立総合資料館基本構想」がまとめられ、資料館の今後目指す方向の一つとして、「公文書館機能の拡充」が謳われました。



ある日の行政文書閲覧の風景

ここでは、「府の公文書等は、府政や府民の歩みを示す貴重な歴史資料であるとともに、府民の知る権利を保障し、現在及び将来の府民への行政の説明責任を果たす上できわめて重要な資料」であるとされ、「府の公文書等を的確に収集・保存し、活用しつつ、確実に未来に伝えるための公文書館機能の充実・発展方向を提示」とされています。（資料館ホームページ参照）

資料館では、明治元年（1868）の京都府立庁の前年から現在までの約140年間に作成された公文書、約7万3千冊を所蔵し、この内約1万5千冊が国の重要文化財に指定されています。

これらの文書は、検索のための目録等を整備し、学術調査研究目的の利用に提供しています。

研究テーマは、様々ですが、利用の形態は、大きく三つに分けることが出来ます。

第一は、学術調査研究です。歴史や災害や環境問題等を研究している人たち、また、もっと身近な地域の変遷等を調べている人たちの利用です。

第二は、事実を証明する証拠資料としての利用です。法務局等への手続きのための証拠資料として、利用されます。官有地籍図は、土地の境界を特定するための資料として、神社や寺院関係の文書は、承継登記等の資料として、明治期に作成されたものであるにもかかわらず、現代の社会で証拠資料として利用されています。

第三は、行政を行う上での必要からの利用で、京都府をはじめ、国の機関や市町村の公務利用が多くあります。

近年は、第一、第二の一般の利用が増加しています。より利用しやすいシステムを構築することにより、更に多くの人たちに利用していただけるよう、また価値ある公文書の的確な収集と保存を図り、後世に伝えることが出来るよう、館基本構想と今回の公文書管理法の成立を新たなスタートの始まりと考えています。

（歴史資料課 渡辺佳子）

❖❖❖❖❖❖❖ 最近の収集資料から(平成20年6月～8月) ❖❖❖❖❖❖❖

〈京都〉

安土桃山時代の公家と京都 西洞院時慶の日記
にみる世相 村山修一著 壱書房 2009 5,
188p

京都都市史の研究 山田邦和著 吉川弘文館
2009 9,294,18p

京みち歩き 街道＆まちなか京都・滋賀38コース
京都新聞出版センター 2009 159p

京都北山から 自然・文化・人 京都府山岳連盟編著 京都府山岳連盟 ナカニシヤ出版(発売) 2008 4,187p 寄贈

柏原(かせばら)75人の鎮魂歌 平和池水害を語り継ぐ 柏原区平和池水害資料収集・編纂特別委員会編 京都府亀岡市篠町柏原区 2009
313,72p 図版4枚 寄贈

都市のにぎわいと生活の安全 京都市とその周辺地域を対象とした事例研究 井口富夫編著 日本評論社 2009 4,313p (龍谷大学社会科学研究所叢書 第82巻)

伝統文化とグローバリゼーション 京都からの発信 笠谷和比古著 NTT出版 2009 8, 226p

妙心寺 開山無相大師650年遠諱記念 東京国立博物館編 読売新聞社 2009 439p 寄贈

〈人文〉

三大編纂物 群書類從 古事類苑 国書総目録の出版文化史 熊田淳美著 勉誠出版 2009
315,13p

ハーバード燕京図書館の日本古典籍 鈴木淳編著 八木書店 2008 3,284,41p

全国各種団体名鑑 原書房編刊 2009 4冊

日本中世国家と諸国一宮制 井上寛司著 岩田書院 2009 10,454p (中世史研究叢書)

郷土史家人名事典 地方史を掘りおこした人々
日外アソシエーツ編刊 2007 7,547p

看聞日記と中世文化 松岡心平編 森話社
2009 369p

江戸幕府財政史料集成 上・下巻 大野瑞男編
吉川弘文館 2008 2冊

徳川將軍家領地宛行制の研究 藤井讓治著 思文閣出版 2008 6,393,10p (思文閣史学叢書) 寄贈

絵巻物の建築を読む 小泉和子[ほか]編 東京大学出版会 1996 283,5p 寄贈

九相図資料集成 死体の美術と文学 山本聰美・西山美香編 岩田書院 2009 246p

関西のグラフィックデザイン展 1920-1940年代 西宮市大谷記念美術館編刊 2008 159p
寄贈

イタリア美術とナポレオン 石鍋真澄ほか編
アートインターナショナル 2008-2009 139p

<官庁>

京都未来まちづくりプラン 政策推進プラン 年次計画
編 京都市総合企画局政策推進室[編]刊 2009 150p
寄贈

京都駅(地下鉄烏丸線・地下街)建設工事誌 日本国有鉄道大阪工事局編刊 1982 320p

水害記念寫眞帖 昭和拾年六月二十九日 愛宕郡八瀬
村役場[編]刊 1935 1冊

久御山町都市計画マスターplan 人輝き 心和らぐ
躍動のまち 久御山 改訂版 久御山町事業建設部都
市計画課[編]刊 2009 67p 寄贈

総合防災ハザードマップ 南丹市役所[編]刊 2009
50p 寄贈

京都府の教育 2009 京都府教育委員会[編]刊
[2009] 14p

統計でみる府民のくらし 平成20年度 京都府政策企画
部調査統計課編刊 2009 58p

障害者福祉のてびき 平成20年10月現在 点字版
京都府健康福祉部障害者支援課[編]刊 [2009] 2冊

産業連関表 平成17年総合解説編・計数編1,2 総務
省共同編集 総務省 2009 3冊 寄贈

海洋白書 日本の動き世界の動き 2009 海洋政策研
究財団編刊 2009 10,228p 寄贈

所得税関係史料集 導入から申告納税制度以前まで
税務大学校税務情報センター租税史料室編刊 2008
712p 寄贈

国民生活基礎調査 平成19年第1~4巻 厚生労働省
大臣官房統計情報部編 厚生統計協会 2009 4冊

商業統計表 平成19年第1~4巻、業態別統計編、流通
経路別統計編、立地環境特性別統計編 経済産業省経
済産業政策局調査統計部編刊 2009 7冊 寄贈

文書資料(新しく公開する資料)

辻正俊氏旧蔵資料 新清和門院、勧修寺経逸等が使用
していた御輿などを描いた絵図。天保年間。4点。寄
贈。

手洗水町文書 手洗水町は京都市中京区烏丸通蛸薬
師通下ル、祇園会の轍町。祇園祭の日には町が管理し
ている御手洗井を公開している。資料は明治以降の町
の地券関係書類、諸届類、諸経費出入帳等である。外
に「手洗水町什物」として保管されてきた「手洗井戸
古図」(塩川文鱗画)がある。手洗井戸や烏丸通の街灯
の設置・管理等に関わるものもある。明治3~昭和期。
132点。寄贈。

鑑札 商売仲間(株仲間)の鑑札。寛政12(1800)年
綿屋仲間札、嘉永7(1854)年上菓子屋仲ヶ間札、安
政5(1858)年極札。3点。

友の会事務局から

◎ 平成21年度現地講座を下記のとおり開催しました。

・日 時

6月4日（木）、5日（金）

※両日とも午前・午後の2班構成で、合計4班に分けて実施しました。

・内 容

京菓子資料館（京都市上京区烏丸通上立売上ル）3Fホールで、同館学芸員から展覧会についてお話を頂いた後、2F「常設展」の観覧、1Fお茶席（立札式）でお茶とお菓子をいただきました。

◎ 平成21年度見学会を下記のとおり実施予定です。

なお、申込み受付は終了しました。ご了承ください。

・日 時

11月6日（金）、13日（金）

・見学先

滋賀県長浜市（長浜城歴史博物館、黒壁スクエア等）

◎ お問合せは友の会事務局までお願いします。（当館庶務課内 電話：075-723-4831）

日 誌（平成21年6月～8月）

6.4(木)、5(金)	友の会現地講座
7.7(火)	全史料協近畿部会
7.25(土)～8.23(日)	企画展「古典籍へようこそ」
7.30(木)、8.11(火)	寺子屋講座「和本をつくろう」
8.8(土)	トークセッション 「古典籍は愛だ！」
8.25(火)～27(木)	古文書入門教室

利 用 案 内

休館日 祝日法に規定する休日、
毎月第2水曜日、蔵書整理期、
年末年始（12月28日～1月4日）

【10月～12月の休館日】

10月12日（祝）、10月14日（水）、11月3日（祝）、
11月11日（水）、11月23日（祝）、12月9日（水）、
12月23日（祝）、12月28日（月）～12月31日（木）

開館時間 午前9時～午後4時30分

交 通 京都市営地下鉄烏丸線・北山駅下車
市バス④⑩⑪⑫ 北山駅前下車
京都バス④⑬⑮⑯ 前荻町下車

ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/shiryokan/>

古文書相談のご案内

○古文書の内容や解読についての相談
郵送による事前申込。申込方法の詳細については、次へお問い合わせください。

問合せ先：当館歴史資料課 TEL 075-723-4834

*総合資料館メールマガジンにご登録ください
(登録はこちらから)

<http://www.pref.kyoto.jp/shiryokan/maga.html>

発行 京都府立総合資料館
京都府立総合資料館友の会（振替 01030-2-11991）

〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町1-4
TEL (075) 723-4831 FAX (075) 791-9466

○本誌に対するご意見・ご感想などを当館庶務課までお寄せください。

再生紙を使用しています。